

# 第11章 公用負担

## 第1節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長は水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 市は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

## 第2節 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

第 号
公用負担命令権限証
〇〇〇〇
上記の者に、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
平成 年 月 日
遠野市長 〇〇〇〇 印

### 第3節 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者又はこれ等に準ずべき者に提出しなければならない。

第	号		
公用負担命令票			
目的物	種類		
負担の 内 容	使用	収用	処分
平成	年	月	日
	遠野市長	〇〇〇〇	印
	事務取扱者	〇〇〇〇	印
	殿		